

史学委員会 文化財の保護と活用に関する分科会（第 24 期・第 4 回）

議事録

日時：令和元年 8 月 29 日（木）13 時 30 分～16 時 30 分

場所：日本学術会議 6 A 会議室

出席者：出席者：福永伸哉（委員長）、佐藤宏之（副委員長）、井上洋一、大久保徹也、菊地芳朗、芳賀満、平澤毅、藤尾慎一郎、松田陽、松本直子、宮路淳子、禰亙田佳男（参考人）

欠席者：白杵勲、小畑弘己、福永香、村上恭通

書記担当：宮路淳子、菊地芳朗

事務局：牧野敬子

議題

（1）前回議事要旨の確認

前回の議事録を確認し、これを承認した。

（2）諸問題の報告と検討

①東日本大震災・原発事故後の文化財保護・活用の現状と課題 菊地委員

<報告のおもな内容>

1. 本報告の構成と目的

東日本大震災・原発事故後に文化財レスキュー等に携わってきた委員の経験と、近年の文化財保護法改正等をふまえ、災害に対応するため学界全体として望まれる方向性について展望

2. 震災・原発事故による文化財被害とその対応-福島県を中心に-

(1)文化財被害

(2)被害・復興への対応と課題

- ・ふくしま史料ネット
- ・福島県被災文化財等救護本部

現在は収束傾向、活動報告書は未刊行。

救出した双葉、大熊、富岡 3 町の博物館施設の収蔵品は仮保管施設へ運ばれ、町ごと、資料ごとに整理収蔵。しかし、将来どのようにして元の施設に戻すのか、いかに保存活用するのか、未検討。

- ・自治体の活動

独自のレスキュー活動を実施しているが、活動内容を第三者が知ることが難しい。

- ・ふくしま震災遺産プロジェクト

福島県立博物館を中心に活動。

震災遺産は、法的な意味の文化財に該当しないため、行政の文化財保護部署がほとんど関わっていないのが現状。

- ・復興発掘調査

調査を支えたのは全国の自治体・財団等から派遣された専門職員延べ約 400 名。

これまで開発・発掘調査がほとんど行われてこなかった地域で新たな成果が得られるという側面も見られる。たとえば福島県広野町桜田 IV 遺跡（奈良時代駅家）、同南相馬市東町遺跡（縄文中期の集落）など。

### 3. これからの文化財保護・活用のあり方に関する私見

#### (1) 文化財保護法改正に関わる文化財防災

ほとんどの都道府県で大綱は 2019～20 年度中に策定されるため、20 年度に大綱を見据えた提言を分科会から発出するのは時期的に遅い。

#### (2) 「防災基本計画」への文化財対応の盛り込み

「災害予防」の項目だけでなく、「災害応急対策」「災害復旧・復興」等の項目に総合的な文化財関連記載を盛り込むことができないか。

#### (3) 行政・学界・学会横断の必要

現状では異分野との連携が非常に少ないか皆無。

「文化財防災ネットワーク推進事業」の継続に対する将来的な懸念（補助金事業のため）。2014 年発出提言に記載された「文化財の防災・救出を担う国レベルの拠点」の設置が、現時点でどのようなかたちなら実現可能か。

#### (4) 災害対応に関する知見の世界発信と共有

「文化財防災ネットワーク推進事業」のような性格の組織が常置され、なおかつ「官」「学」「民」とともに参画できることが望ましい。

### <意見交換>

- ・福島県富岡町が成立させた「震災遺産保全条例」とは何か。文化財とは別枠か。

⇒いわゆる文化財の枠に加え、あたりに「震災遺産」などを保護するために定めたもの。担当者は文化財担当なので、全く切り離して行っているわけではない。将来的には文化財への統合を目指すものか。

- ・条例制定は、町で誰か言い出した人がいたのか

⇒熱心な職員がおられた。ただし、被災地のそれぞれの町の温度差があるのが実情であり、現在のところ周辺には波及していない。

- ・「文化財防災ネットワーク推進事業」によるネットワーク構築は一定の成果があったが、

文化庁の補助事業である点は、制度設計の時から懸念されてきた。被害を起こさないための防災・減災の国レベルでの拠点と位置付けるべきだが、残念ながら、交付金事業とはならず補助金事業として5年でいったん終了の見込み。しかし、文化財の「消防署」的な組織は必ず必要なので、費用・時間・人材はかかるが目指していかなければならない。

・今年度で「文化財防災ネットワーク推進事業」は解散するのか？

⇒同事業事務局長を中心に文化庁に継続を申し入れているところ。

⇒基盤的予算に関する議論はしないのが霞が関の傾向。防災関係では建造物の耐震・防災に関する予算は計上してきたものの、現実には発災の都度、対症的な対応に振り回されている。根本的な文化財防災の理念が日本は薄いのではないか。近年「観光立国」との関連で文化財が見られることが多いが、観光関連で稼げる文化財は1割にも満たない。文化庁の予算の組み方も「観光」に軸足を置いており、基盤的な予算、体力は削られる一方だ。そこを構造的に変えて支えていかなければ、状況を変えられない。文化財ということで考えるのであれば、一般的な施策に組み込んだ予算にする必要がある。

・岡山大学では、豪雨被災資料を乾かしたりする作業を行い、文化財レスキューのネットワークづくりにかかわっている。ネットワークづくりは目的ではなくそれを基盤に地域文化財の保存活用に至るべきであるが、持続可能な予算立てが難しいのが現状。神戸大学の特別推進研究も5年間の有期プロジェクト。

・文化行政の組織、法律は改正したが、予算を要求してもつかない。文化財はプロパガンダに使われるか邪魔者扱いで、地域の構成要素としてまともに扱われていない場合が多い。地域の総合計画を立てる場合、文化財の意義を正確に捉えている人がいないのが現状で、文化財が社会から切り離されたまま現在に至っている。日本は人口が急減してく中で、どのような社会を目指すのか。150年間、文化財を社会から切り離してきたツケは大きい。

・東日本大震災が忘れられているのではないか。ユネスコ、ICOMなどの場で文化財防災の世界発信はもっとすべき。

## ②埋蔵文化財保護行政の現状と課題、今後の展望 禰亘田参考人

<報告のおもな内容>

### 1. 転換期に直面している埋蔵文化財保護行政

多数の退職者→新規採用＝世代交代

### 2. 文化財保護法改正

#### (1)法改正に対する考え方の違い

文化庁と首相

#### (2)現状

- ・文化財保存活用地域計画の認定

現状で6つ選定。地域計画策定の団体は増えて行くのではないかと、策定のための研修を立ち上げ。

- ・文化財保護行政を首長部局へ移管したのは現状で4県

### 3. 大阪の現状、地方の現状

#### (1)大阪

池上曾根遺跡：史跡として十分活用されていないために、エリア内に「道の駅ができないか」との話が持ち上がった。

弥生文化博物館：正規職員学芸員は2名のみ、他3名は非常勤。重要文化財は2名以上いないと扱えない。活用に関する業務が指定管理の文言に入っていないので、予算もない。

#### (2)地方

例として、戦争遺跡の扱い。首長の考え次第のところもあり、市町村間の文化財保護面の格差が拡大してきているのではないかと。文化庁が基礎講座を開講、女性職員が増えている。発掘をする機会がない職員も増えている。

### 4. 埋蔵文化財保護行政を担当する専門職員の育成

就職説明会の開催

### 5. 水中遺跡の保存と活用

海外ではヴァーサ号（スウェーデン）、メアリーローズ号（イングランド）など豊富な実績。ユネスコの基本的方針は現地保存。対象は沈船だけではなく、場所も海だけではなく、保護の理念は陸上と同じだが、引き上げは費用が膨大。

水中遺跡の特性を踏まえた保護措置が必要で、その体制は国が主導。

### 6. 今後の展望

#### (1)法改正の影響

- ・第9次地方分権一括法施行（2019年6月7日）
- ・文化庁予算要求→格差の拡大

#### (2)文化財保護行政の変化

#### (3)社会の変化に対応した新たな理念づくり

#### <意見交換>

- ・対応強化のために議員連盟を作るべきでは。

⇒すでに議員連盟はある。ただ、わが町に国宝を、というような考えが前面に出るケースもある。超党派の「史跡保全議員連盟」、これとタイアップして「全国史跡整備市町村協議会（全史協）」の活動が行われている。このような活動に学会がコミットできるのかどうか。

現在は、予算要求の看板に「観光」をあげなければ通らない状況がある。

・世代交代の加速化、発掘調査をする機会のない専門職員の増加などをうけて、文化財行政に求められる人材像が変わって行く。文化財行政に理解のある人材を採用するようにはどうか。

⇒発掘経験をどのような形で担保するのかは、大きな課題。

・芸術系では、人材育成のために地方公共団体と大学が組んだ取り組みに文化庁補助金をつける事業がある。埋蔵文化財でそのようなことをできないのか。

⇒これまでの形をビジネスモデルとして組むことができれば、できるのではないか。

⇒県の専門職員を市町村へ派遣し、発掘調査現場を持つ市町村から現場のスキルを教えてもらう、という形を作っていくなど。

・文化財専門職員については構造的な問題がある。募集しても来ない。採用しても、メンタル面の問題で半年くらいで来なくなる。実は深刻な話で、例として5人枠のところ2人の若い人が来なくなることで現場が疲弊する。まちづくり、観光、地域振興、福祉などの事業の中で関連する専門分野の人にも文化財を正しく理解してもらう必要がある。我々の側も、文化財であると意地を張らずに、他分野を理解し幅広く社会をつくっていく職員となっていく心構えが必要。文化財を社会の中で総合的に捉えつつ、社会の中でどのように貢献していけるのかを考える。

### (3) その他

#### 1. 情報提供

佐藤委員から第24期学術の大型研究計画に関するマスタープラン「学術大型研究計画」に、人類学研究者がコアとなってゲノム研究にかかわるプロジェクトを応募する予定であるとの情報提供があり、考古学・文化財としてもこれに協力する方向を確認した。

#### 2. 今期提言について

令和元年12月に提言案の分科会レベルでの完成が必要というスケジュールを確認した後、若干の意見交換を行った。

「文化財の防災・減災」をテーマとして提言を考える、文化財保護法改正関係の状況が現時点では流動的なので今期はスキップすることもあり得る、などの意見があった。今期は予算不足により会議での十分な議論ができないので、提言案のある委員からその骨子を9月中を目途に委員長宛提案いただき、メール会議にて対応を決定することとした。

以上